

ひらめき箱(意見・要望等)対応状況

番号	16	開封日	令和2年11月16日
ご意見			
人吉市長 様			
<p>日々の災害対応、大変お疲れ様です。職員の皆さまには復旧復興のために、ご尽力いただき御礼申し上げます。</p> <p>義援金などが被災者には順次、支給され既に多くの被災者が支援を受けていますが、被災した人の中には、自身がり災証明の対象にならないと思ひ込み、り災証明の申請すらしていない人が多いようです。</p> <p>一部損壊や半壊、全壊の判定基準が分かりづらく、住んでいる家がどうなればり災証明を出してもらえるのか市のホームページやツイッターを拝見しても分かりません。(敢えて載せないのかもしれませんが・・・)</p> <p>特に、1階が浸水したアパートの2階以上に住んでいる人は、り災証明の一部損壊の判定が出ると知人から聞きました。このような情報は、市のホームページ、ツイッター、広報誌を見てもどこにも載っていません。</p> <p>支援を受けられるはずの被災者が未だに沢山いるのではないのでしょうか？このままだと受けられるはずの支援を受けられないまま、苦しい思いをする人たちが沢山いるのではないのでしょうか？</p> <p>ひとりでも多くの方が救われるようにと思ひ書かせていただきました。最後になりますが、お体ご自愛の上、復旧復興業務に励まれてください。1日も早い復興を願っています。</p>			
回 答			
<p>被災家屋の判定調査と罹災証明の受付等を担当しております税務課から回答させていただきます。</p> <p>令和2年7月の豪雨災害で被災された皆様に対しまして、心からお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧と復興を祈念いたします。</p> <p>さて、まず被災家屋の判定について説明させていただきます。</p> <p>本市では、令和2年7月豪雨災害後、判定にばらつきが生じないように、内閣府が示した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき被災家屋調査を進めてきたところでございます。お尋ねにありますアパート等の集合住宅の場合は、この指針に基づき、アパート1棟全体で判定し、その判定結果をもって各住家の被害として認定することとしております。</p> <p>従いまして、集合住宅の2階以上にお住まいで、住家部分が直接浸水の被害を受けていない場合でも、罹災証明の対象となり、一部損壊等の判定が出る可能性があります。</p> <p>今回のご指摘を踏まえまして、市HP等にこの旨を掲載し、周知をさせていただいたところです。</p> <p>この度は、貴重なご意見ありがとうございました。</p>			